

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 3 月

私は、事業を始めた昭和 54 年 3 月から国民年金保険料を金融機関で納付するようになり、結婚後は夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。56 年から 63 年までの所得税の確定申告書(控)には、納付した保険料額が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、62 年 1 月から同年 11 月頃までに払い出されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、この頃に行われたものと考えられ、当該加入時期では、当該期間の国民年金保険料は現年度納付又は過年度納付することが可能である。

また、申立人の昭和 62 年及び 63 年分の確定申告書(控)における社会保険料控除欄には、当該各 1 年分の国民年金保険料額と一致する金額が記載されていることが確認できる。

一方、申立期間①のうち昭和 54 年 3 月から 61 年 12 月までの期間については、申立人は、当該期間当初から保険料を納付していたとしているが、国民年金の加入手続に関する記憶が明確ではない上、申立人の加入手続は、上記のとおり、62 年 1 月から同年 11 月頃までに行われたものと考えられることから、申立内容と符合しない。

また、上記手帳記号番号が払い出された昭和 62 年 1 月以降では、当該期間の過半の保険料は時効により納付することができないほか、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶が明確ではなく、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払

い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の昭和56年から61年までの確定申告書(控)には、社会保険料控除の記載はあるものの、国民年金及び国民健康保険の内訳が不明であり、国民年金保険料の控除が確認できない。また、57年から60年までの分の社会保険料控除額は、申立人及びその妻の当該各1年分の国民年金保険料額に満たず、国民健康保険料も含まれていることを踏まえると大きく不足するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年3月までの期間及び63年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和57年1月18日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年3月から同年7月までは18万円、同年8月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から57年1月18日まで

A社の元上司が第三者委員会に申立てをしたときに、関係者として意見等を聴取された際、同社が昭和57年1月18日時点で在籍していた全従業員について、同日付けで、資格喪失日を56年3月31日とする届出を行っていたことが分かった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間についてもA社に継続して勤務していたことが認められるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年4月1日の後の57年1月18日付けで、遡って申立人の資格喪失日を56年3月31日とする処理が行われていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人と同様に、A社において厚生年金保険被保険者であった者全員について、昭和57年1月18日付けで、遡って資格喪失日を56年3月31日とする処理が行われていることが確認できる。

一方、上記被保険者名簿によると、昭和56年の定時決定に係る処理は同年8月13日付け、同年8月の賞与支払届等に係る処理は同年10月21日付けで行われていることが確認でき、A社は、同年4月1日以降も適用事業所として厚生年金保険法に基づく届出を行っていることが認められることから、社会保険事務所（当時）において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を同年4月1日とする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社における資格喪失日を昭和56

年3月31日とする処理は有効なものとは認められないことから、申立人の会社における資格喪失日を当該処理日である57年1月18日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における申立人に係る上記資格喪失処理前の記録から、昭和56年3月から同年7月までは18万円、同年8月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和44年6月1日、資格喪失日を45年7月22日とし、申立期間の標準報酬月額を、44年6月から同年10月までは6万円、同年11月から45年4月までは6万8,000円、同年5月及び同年6月は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月1日から45年7月22日まで

ねんきん定期便で年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。申立期間においては、本社からB支店に異動し継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の後継会社であるC社から提出された厚生年金基金加入員台帳から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社B支店、45年7月22日に同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記加入員台帳及びC社から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届の記録から、昭和44年6月から同年10月までは6万円、同年11月から45年4月までは6万8,000円、同年5月及び同年6月は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、納付したかどうか不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る資格取得届が提出された場合には、その後、算定基礎届及び資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していな

いは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月から45年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年2月10日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあつせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あつせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社（事業所記号番号：B）における資格喪失日に係る記録を5年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から同年9月までは47万円、同年10月から5年3月までは50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年4月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあつせん案の報告に基づき、平成21年2月10日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあつせんが行われている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できることから、当該あつせん後に、同社に係る別の申立てにおいて、同年7月31日に同社において被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の元従業員は、申立期間当時の経営状況は悪かったとしている上、給料の遅配や未払いもあった旨回答していることを踏まえると、当時、同社には保険料の滞納があったことがうかがえることが判明した。

また、オンライン記録によると、A社（B）における資格喪失日について、平成5年

3月18日付け又は同年3月19日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定又は同年8月、同年10月、同年11月の随時改定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されている者及び5年3月19日付けで、当初4年8月1日と記録されていた資格喪失日が遡って同年7月31日に訂正されている者が、申立人以外に同社の事業主を含め35人いることが確認できる。

一方、当初のオンライン記録によると、A社(B)は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その翌日の同年4月1日に再度、適用事業所(事業所記号番号:C)となっている。しかしながら、その前後の同社の代表取締役及び所在地は同一であり、4年7月31日に被保険者資格を喪失した申立人を含む従業員のほぼ全員が5年4月1日に被保険者資格を取得している上、商業・法人登記簿謄本においても解散等の形跡は無いこと、及びD機構Eセンターも「適用事業所でなくなった日の翌日に同一事業所を新規適用することは通常処理とは言えない。」旨回答していることを踏まえると、申立期間において同社は適用事業所としての要件を満たしていたと判断されることから、社会保険事務所において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失したとする処理及び5年3月31日にA社(B)が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、同社(C)が再度適用事業所となり、申立人が再度同社において被保険者資格を取得した同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社(B)における平成4年6月のオンライン記録及び上記取消し前の同年10月の定時決定の記録から、同年7月から同年9月までは47万円、同年10月から5年3月までは50万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年10月13日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあつせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、申立期間①については、当該あつせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社（事業所記号番号：B）における資格喪失日に係る記録を5年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成4年7月から同年9月までは30万円、同年10月から5年3月までは32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から5年4月1日まで
② 平成5年4月1日から6年4月28日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が給与の報酬額と相違している。各申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の加入記録及びA社の複数の従業員から提出された給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は当該期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあつせん案の報告に基づき、平成22年10月13日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあつせんが行われている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できるところ、当該あつせん後に、同社に係る別の申立てにおいて、同年7月31日に同社において被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の元従業員は、当該期間当時の経営状況は悪かったとしている上、給料の遅配や未払いもあった旨回答していることを踏まえると、当時、

同社には保険料の滞納があったことがうかがえることが判明した。

また、オンライン記録によると、A社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付け又は同年3月19日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定又は同年8月、同年10月、同年11月の随時改定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されている者及び5年3月19日付けで、当初4年8月1日と記録されていた資格喪失日が遡って同年7月31日に訂正されている者が、申立人以外に同社の事業主を含め35人いることが確認できる。

一方、当初のオンライン記録によると、A社（B）は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その翌日の同年4月1日に再度、適用事業所（事業所記号番号：C）となっている。しかしながら、その前後の同社の代表取締役及び所在地は同一であり、4年7月31日に被保険者資格を喪失した申立人を含む従業員のほぼ全員が5年4月1日に被保険者資格を取得している上、商業・法人登記簿謄本においても解散等の形跡は無いこと、及びD機構Eセンターも「適用事業所でなくなった日の翌日に同一事業所を新規適用することは通常処理とは言えない。」旨回答していることを踏まえると、当該期間において同社は適用事業所としての要件を満たしていたと判断されることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失したとする処理及び5年3月31日にA社（B）が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、同社（C）が再度適用事業所となり、申立人が再度同社において被保険者資格を取得した同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社（B）における平成4年6月のオンライン記録及び上記取消し前の同年10月の定時決定の記録から、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月から5年3月までは32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年5月17日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社（事業所記号番号：B）における資格喪失日に係る記録を5年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の加入記録及びA社の複数の従業員から提出された給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年5月17日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できるところ、当該あっせん後に、同社に係る別の申立てにおいて、同年7月31日に同社において被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の元従業員は、申立期間当時の経営状況は悪かったとしている上、給料の遅配や未払いもあった旨回答していることを踏まえると、当時、同社には保険料の滞納があったことがうかがえることが判明した。

また、オンライン記録によると、A社（B）における資格喪失日について、平成5年3月18日付け又は同年3月19日付けで、当初記録されていた4年10月の定時決定又

は同年8月、同年10月、同年11月の随時改定が取り消され、遡って同年7月31日と記録されている者及び5年3月19日付けで、当初4年8月1日と記録されていた資格喪失日が遡って同年7月31日に訂正されている者が、申立人以外に同社の事業主を含め35人いることが確認できる。

一方、当初のオンライン記録によると、A社(B)は平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その翌日の同年4月1日に再度、適用事業所(事業所記号番号:C)となっている。しかしながら、その前後の同社の代表取締役及び所在地は同一であり、4年7月31日に被保険者資格を喪失した申立人を含む従業員のほぼ全員が5年4月1日に被保険者資格を取得している上、商業・法人登記簿謄本においても解散等の形跡は無いこと、及びD機構Eセンターも「適用事業所でなくなった日の翌日に同一事業所を新規適用することは通常処理とは言えない。」旨回答していることを踏まえると、申立期間において同社は適用事業所としての要件を満たしていたと判断されることから、社会保険事務所(当時)において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失したとする処理及び5年3月31日にA社(B)が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、同社(C)が再度適用事業所となり、申立人が再度同社において被保険者資格を取得した同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社(B)における平成4年6月のオンライン記録及び上記取消し前の同年10月の定時決定の記録から、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月から5年3月までは41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月30日から同年7月1日まで

B社（現在は、C社）及び同社の複数の関連会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてはD社又はA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の関連会社からA社に異動した従業員に係る厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は、B社の関連会社に継続して勤務し（平成元年6月30日にD社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年7月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年8月から同年12月まで

私は、昭和61年8月に転職し、勤務先の会社から、厚生年金保険の適用事業所になるまで国民年金に加入してほしいと説明を受け、すぐに国民年金の加入手続を行い、会社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年8月に転職後、勤務先から厚生年金保険に未加入の事業所である旨の説明を受け、すぐに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は62年4月から同年6月頃までに払い出されていることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容と符合しない。

また、申立人に対して、昭和62年6月29日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点で申立期間の国民年金保険料が未納として把握されていたと推認できる上、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付頻度及び納付金額等に関する記憶が明確ではないほか、申立期間の保険料を現在も居住している区の出張所で納付したとしているが、当該出張所では過年度保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から9年4月まで
私は、平成9年4月頃に、国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月頃に国民年金への再加入手続を行ったとしているが、基礎年金番号導入前における申立人の国民年金手帳記号番号の被保険者記録では、申立人は、7年12月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したため、同年同月から国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間を含むそれ以降の期間については、制度上、国民年金保険料を納付することができない未加入期間となっている。

また、申立人は、再加入手続をしたとする平成9年4月頃に申立期間の保険料をまとめて納付したとしているが、申立期間に係る再加入手続に関する記憶が明確ではないほか、オンライン記録によれば、申立人に対して、9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されているところ、当該記号番号に係る申立期間については、14年3月14日における申立人に係る同年2月からの第3号被保険者資格取得処理とともに行われた同日以前の国民年金被保険者資格記録に係る記録整備により未納期間となったことが確認できることから、当該記録整備前までは、申立期間は、保険料を納付することができない未加入期間であったものと推認できる上、当該記録整備時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から平成 2 年 2 月まで
私の夫は、結婚した昭和 56 年 11 月に私の国民年金の加入手続を区役所で行い、翌年から国民年金保険料を金融機関で納付してくれていた。夫の 57 年から平成 2 年までの所得税の確定申告書(控)には、納付した保険料額が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和 56 年 11 月に申立人の夫が国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、申立人は当時外国籍であり、同年 12 月以前は国民年金法の国籍条項の規定により、在日外国人は国民年金に加入することができなかった上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 2 年 4 月頃に払い出されていることから、この頃に夫が国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容と符合しない。

また、上記手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち昭和 62 年 12 月以前の国民年金保険料は時効により納付することができないほか、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶が明確ではなく、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫の昭和 62 年及び 63 年分の確定申告書(控)には、社会保険料控除として当該各 1 年分における一人分の国民年金保険料額が記載されているものの、当時申立人に対しては手帳記号番号が払い出されておらず、夫の手帳記号番号が 62 年に払い出されていることを踏まえると、夫の保険料分であると考えられる。また、平成 2 年分の確定申告書(控)には、社会保険料控除として国民年金保険料額が記載されているものの、その金額は夫のオンライン記録において納付済みとなっている 2 年 1 月及び同年 2 月分の保険料額と一致し、申立人の保険料分は含まれていないと推認できる。

加えて、昭和 57 年から 61 年までの分及び平成元年分の確定申告書(控)には、社会保険料控除の記載はあるものの、国民年金及び国民健康保険の内訳が不明であり、国民年金保険料の控除が確認できない。また、昭和 57 年から 60 年までの社会保険料控除額は、申立人及びその夫の当該各 1 年分の国民年金保険料額に満たず、国民健康保険料も含まれていることを踏まえると大きく不足するなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から50年3月まで

私は、国民年金保険料の未納期間があると自宅を購入するための年金融資を受けられないことを知り、当時居住していた区の出張所で相談したところ、今なら未納期間の保険料を納付することができることと聞き、納付時期は覚えていないが、昭和48年12月に会社を退職後しばらくしてから54年3月に就職するまでの間に、申立期間の保険料を区の出張所で遡って一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年9月から同年11月頃までに払い出されており、申立人は、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、保険料の納付時期については、48年12月に会社を退職後しばらくしてから54年3月に就職するまでの間に納付したと思うとしているものの、よく覚えていないとし、申立期間の保険料の納付時期に関する記憶が明確ではない上、申立人は、申立期間の保険料を遡って一括で納付したとしているが、保険料を遡って納付した期間及び納付金額に関する記憶も明確ではない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする上記期間のうち、昭和53年7月から54年2月までの期間については、第3回特例納付実施期間中であることから、当該特例納付で申立期間の保険料を納付することは可能であったが、申立人は、特例納付という言葉が当時は知らず、国民年金の被保険者記録照会を行った年金事務所で初めて聞いたとしている。

さらに、申立人は、申立期間に係る納付書を当時居住していた区の出張所で発行してもらい、保険料を同出張所で納付したとしているが、当該区では出張所において過年度及び特例納付の納付書を発行することはなく、区役所及び出張所では国庫

金（過年度保険料）の収納はできないとしており、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人は、国民年金の全ての加入期間において保険料の未納がないことが年金融資の資格要件であったとしているが、年金福祉事業団（当時）の公庫併せ貸しの資格要件によれば、年金加入期間が3年以上あり、申込日の前月までの連続する2年間に未納期間が無いこととされており、申立期間の保険料が未納であっても年金融資を受けることが可能であったことが確認できるほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 5 月まで

私は、昭和 59 年 6 月に当時居住していた区で国民年金の加入手続を行った際に、国民年金保険料を「ちゃんと払っていたということで、これを渡します。」と言われて受理票を受け取った。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 59 年 6 月から国民年金保険料を納付するため、自身で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立期間の保険料を納付していた記憶は無いとしている。

また、申立人が現在所持する年金手帳では、国民年金の被保険者資格を昭和 57 年 12 月 4 日に喪失し、申立期間直後の 59 年 6 月 20 日に国民年金の任意加入被保険者として資格取得していることが確認でき、申立期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、昭和 59 年 6 月に国民年金の加入手続を行った際に当時居住していた区が発行した受理票を所持していることから、申立期間の保険料を納付していたはずと主張しているが、この受理票は申立期間に係る国民年金の被保険者資格について、58 年 4 月 1 日の強制加入から 59 年 6 月 21 日の任意加入への訂正について記載されたものであり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料とは認めることはできず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案23862（事案17166及び22761の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月1日から29年6月10日まで
② 昭和29年7月1日から35年7月24日まで

申立期間については、過去二度にわたって脱退手当金の支給記録を取り消してほしい旨の申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、第三者委員会の審議結果に納得できないので、新たな証拠等は提出できないが、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人から当該期間に係る脱退手当金を受給していないとして過去2回の申立てが行われているところ、申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があり、支給額に計算上の誤りが無いこと等から、社会保険事務所（当時）における当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月27日付け及び24年2月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の過去2回の審議結果に納得できないとし、申立てを行っているが、申立人から新たな資料や情報が得られず、当委員会の過去2回の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月1日から38年2月28日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、申立期間に勤務したA社を退職したときには、会社から脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金を会社から受け取った記憶も、自分で請求した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社は、「申立期間当時、会社を退職する者に対しては、脱退手当金の説明をした上で、その請求手続は会社が代理して行っていた。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年2月28日の前後の各2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格を有する33名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む26名に支給記録が確認でき、そのうち22名に厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定の記録がある上、当該支給記録のある者のうち連絡の取れた2名は、いずれも「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年5月10日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求も受給もした記憶が無

いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 57 年 2 月 1 日まで
父が経営していたA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主（申立人の父）及び複数の従業員の供述により、申立人は、入社日は特定できないものの、申立期間のうち一部期間について、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社が社会保険事務を委託していたB会が保管する被保険者台帳における申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 57 年 2 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社の経理担当者及び取締役は、「厚生年金保険と雇用保険の取扱いが異なることはなく、セットで加入していた。」旨回答しているところ、申立人の同社における雇用保険の資格取得日は、昭和 57 年 2 月 1 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している上、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者となっている従業員のほぼ全員の厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。事業所の事務的なミスで申立期間の保険料が給与から控除されなかったため、7 万 8,000 円（2 か月分）を事務員に支払ったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の表彰状、B社から提出された「営業社員履歴」及び同僚の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記「営業社員履歴」によると、申立人の身分は、申立期間の前後にC職であるのに対し、申立期間中はD職であることが確認できる。これについてB社は、「外交員の場合には、成績が一定の基準に達しないと委託社員に切り替えた。雇用契約から委任契約に切り替えるので、申立人は申立期間に社会保険に加入させておらず、本人から社会保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、平成 12 年 3 月 31 日に離職し、同年 6 月 1 日に再度資格を取得しており、厚生年金保険の加入記録と符合していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の社会保険料として 7 万 8,000 円を事務員に支払ったが領収書は持っていないとしているところ、申立人と同様に平成 12 年 4 月 1 日に資格喪失し同年 6 月 1 日に再度資格を取得している同僚は、「当該期間は、営業成績が足りなかったために社会保険から外された。社会保険料については、払ったような気がするが、領収書は持っていない。」と供述していることから、申立人が社会保険料を支払ったかどうか確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認で

きる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から21年5月1日まで
A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、B社の報酬額が含まれていない標準報酬月額となっている。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社及びB社に係る申立期間の給与明細書により、申立人は申立期間に両社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、A社において厚生年金保険の被保険者となっているが、B社では被保険者となっていないことが確認できるところ、両社の事業主は、「申立人は、B社では非常勤取締役であり、同社において日常的に執務していた実態は無かった。」と回答している。

また、申立人から提出されたB社に係る給与明細書及び事業主から提出された同社の賃金台帳により、同社においては厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出されたA社に係る申立期間の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることが確認できることから、同法による記録訂正を認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。